

【ロング・アーム法】

〔ニュー・ヨーク州のロング・アーム法（抄）〕

NYCPLR § 302

§ 302. Personal jurisdiction by acts of non-domiciliaries

第 302 条. 本居を有さない者の行為による対人管轄権

(a) 裁判権の根拠となる行為.

裁判所は、以下の場合、本条に列挙された行為から生じる訴訟原因については、当州に本居を有さない者に対しても、本居を有する者と同様に、対人管轄権を行使することができる。

1. その者が、州内で取引活動を行い、または州内で商品若しくは役務を供給する契約を任意の場所で締結した場合、または

2. その者が州内で不法行為を犯した場合、または

3. その者が、州外で不法行為を犯し、その結果州内において身体または財産に損害を加えた場合で、かつ

(i) その者が、州内で、常時取引を行い若しくは勧誘し、若しくは他の継続的な行為に従事し、または州内で使用若しくは消費される商品若しくは供給される役務から相当な収入を得ている場合、または

(ii) その者が、その行為が州内で結果を生じることを予期しまたは予期すべきことが相当であり、かつ州際または国際の通商から相当な収入を得ている場合、または

4. その者が州内に所在する不動産を所有、使用、または占有している場合

〔カリフォルニア州のロング・アーム法〕

第 410.10 条 行使可能な裁判権

当州の裁判所は、当州または合衆国の憲法に抵触しないあらゆる根拠に基づいて裁判権を行使することができる。

【法的に有効な判決を得るための4要件（第一審裁判所で問題になることが多い）】

- ①裁判所が訴訟に対して事物管轄権（subject matter jurisdiction）を有していること。
- ②裁判所が当事者に対して領域管轄権（territorial jurisdiction）を有していること。
- ③裁判地（venue——訴訟を提起すべき場所として法律が定める county〔州一審裁判の場合〕， district〔連邦地裁の場合〕。被告の居住地，不法行為地，締約地など）が適切であること。
- ④適切な告知（adequate notice）が被告に与えられていること。

※これらの要件が満たされていなければ，被告の申立てによって，訴訟は却下される。判決が下されていれば，被告が黙示的に同意した場合を除いて（①は別），その判決は無効となる。

【領域管轄；（不法行為訴訟や契約訴訟の場合では）対人管轄権（personal jurisdiction = in personam jurisdiction）】

・連邦裁判所の領域管轄——（全体としてみると）全米に及ぶ。

・個々の連邦地裁の領域管轄——現実に裁判権を発動するのに必要な適切な告知＝呼出状の送達に関しては，基本的に，連邦地裁が所在する州の第一審裁判所と同様に扱われる。

・州裁判所の領域管轄——基本的には，その州内にしか及ばず，また現実に裁判権を発動するのに必要な適切な告知＝呼出状の送達をなし得る範囲も州内に限られる。

【対人管轄権をめぐる合衆国最高裁判決略史】

◇Pennoyer v. Neff, 95 U.S. 714 (1877)

【事実の概要】 オレゴン州の circuit court において，公示送達によって呼出状を送達され，応訴しないまま（弁護士報酬の支払を命じる）敗訴の欠席判決を下された非居住者である原告が，その敗訴判決は無効であるとして，それに基づいて競売された土地の返還を求めた。

【判旨】 各州は，その領土内の人または物に対して排他的な裁判権を有する。従って，各州は，その領土外の人または物に対して直接の裁判権を行使し得ない。ある州によって設置された裁判所は，その州の領土外に召喚状を送達し，人または物をその判決に従わせることはできない。

訴訟が対人訴訟のとき，非居住者に対する公示等（publication）による擬制的送達は有効ではない。ある州の裁判所が出した召喚状は，他州に入り，そこに本居を有する当事者に対して，その州から出て訴訟に応じるよう呼び出すことはできない。裁判所の設置されている州内で召喚状を公示したとしても，非居住者の応訴義務を強めることにはならない。州外に送られた召喚状も，州内で公示された召喚状も，対人的責任を確定する手続においては等しく無効なのである。

第14修正の成立後は，このような判決の有効性の問題は，裁判権を及ぼし得ない者に対する裁判所の手続は due process of law を構成しない，という形で論じ得るようになった。そして，判決の効力を被告に対人的に及ぼすためには，応訴または直接的送達が必要であるとするのが due process of law の要件である。

ただし，州は，州内の組合や社団に参加したり，州内で履行される契約を締結したりする非居住者に対して，それらの関係で開始される法的手続における召喚状の送達を受領するために州内に代理人を任命するよう，または，そのような送達が行なわれる場所を指定するよう求め，それが行なされない場合には，州が自らその任命または場所の指定をなすことができる。

そのような事情が見受けられない本事案においては，非居住者である原告に対する直接送達もその応訴もなしに，オレゴン州の裁判所が下した対人的判決は無効であり，係争不動産の競売の根拠とはならない。原告の請求を認めた原審判決を肯認。

◇Kane v. New Jersey, 242 U.S. 160 (1916) (送達受領代理人の任命を求める法律の有効性)

他州民が州道上を自動車で行く条件として、州内での自動車の走行によって起きる他州民を被告とする訴訟において、州の公務員 (secretary of state) を最初の令状の送達受領代理人に任命する書面を (一年単位で) 提出すること (現実の通知は郵送による) を定めたニュー・ジャージー州法について、その規定に違反したとして罰金を科された被告人が合衆国憲法違反などの理由でその規定の無効を主張したが、合衆国最高裁は、その有効性を肯定した。

◇Hess v. Pawloski, 274 U.S. 352 (1927) (州道上の走行〔州道の利用〕によって任命があったものとみなす法規定の場合) [被告が、その規定に従ってなされた送達について due process 違反であると主張したが、最高裁は due process に違反しない、とした]

◇Milliken v. Meyer, 311 U.S. 457 (1940)

(州内に本居を有する者) [(州内に住所を有する者が呼出状送達の回避等の目的で州外に出た場合に州外での直接送達を認める) Wyoming 州法に基づいて Colorado 州内で呼出状の送達を受けたが応訴せず、欠席判決を下された者が、4 年後に Colorado 州の裁判所で、判決の執行差止と無効の確認を求めた。Colorado 州の最高裁は救済を与えたが、合衆国最高裁は「州内における本居は、対人判決を下す目的に関しては、それだけで、不在の被告を、適切な代替的送達の方法によって州の裁判権の範囲内に引き入れるに十分なものである。不在の被告に対する送達はその州内での被告の通常の住所でなされるか、州外で被告が直接送達される場合、そのような代替的送達は一貫して有効とされてきた (この部分、Pennoyer 判決の判示変更)。代替的送達が、被告に、訴訟の現実の告知と主張を述べる機会を与えるよう合理的に考えられたものであれば、due process に黙示されたフェア・プレイと実質的正義の伝統的観念は満たされることになる」と述べて当初の判決を有効とした]

◇International Shoe Co. v. State of Washington, 326 U.S. 310 (1945)

(州外にいる者に対する裁判権の行使が是認される条件として適正手続が要求するものは、被告がその州と、(その州における) 訴訟の維持が「フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念 (traditional notions of fair play and substantial justice)」に反しないといえるような minimum contact (最低限の接触・関係) を有していることに限られる)

◇Hanson v. Denckla, 357 U.S. 235 (1958)

(最低限の関係を肯定するためには、被告が法廷地州内において活動を行う特権を意図的に利用し、州法の恩恵と保護を求めたことを示す何らかの行為があることが不可欠である) [jurisdiction を否認]

◇Gray v. American Radiator & Standard Sanitary Corp., 22 Ill.2d 432, 176 N.E.2d 761 (1961)

(会社が、最終的使用が他州でなされる製品の販売を選択するのであれば、その製品の欠陥によって生じる損害についてその地で責任を取らせることは不当ではない) [jurisdiction を肯定・製造物責任事件]

◇World-Wide Volkswagen Corp. v. Woodson, 444 U.S. 286 (1980)

(その製品が法廷州の消費者によって購入されるという期待をもって、それを通商の流れのなかに置く会社に対して対人的裁判管轄権を課すことは適正手続上許される〔傍論〕。製造物責任事件)

◇Burger King Corp. v. Rudzewicz, 471 U.S. 462 (1985)

(被告が法廷州内において重要な活動に意図的に携わった場合または自身と法廷州の居住者との間に継続的な債権債務関係を創設した場合、被告は明らかにその地で営業を行う特権を利

用したことになる。その場合、その活動は法廷州の法律の恩恵と保護によって守られるのであるからその者をその法廷で訴訟の負担に服せしめることは不当ではないと推定される)

[jurisdiction を肯定・フランチャイズ契約違反事件]

◇Asahi Metal Indus. v. Superior Court, 480 U.S. 102 (1987)

(外国〔日本〕企業に対する Cal 州裁の裁判権行使) [jurisdiction を否定・製造物責任事件]

オートバイ走行中に制御不能となりトレーラーと衝突、同乗の妻が死亡、運転していた夫が重傷を負った。夫が製造物責任訴訟で台湾のチューブメーカーなどをカリフォルニア州第一審裁判所に訴え、被告は、チューブに組込まれたバルブに欠陥があったとして求償を求める交差請求を日本のバルブメーカー (Asahi Metal。バルブの売買契約は台湾で締結、バルブは日本から台湾に出荷された) にした。Asahi は対人管轄権の欠如を主張して呼出状の破棄を求めた。その後、主請求など他の請求は和解で決着し、日本会社に対する台湾会社の求償訴訟のみが残った。

・Asahi とカリフォルニア州の関係——Asahi 社は、同州に、営業所、代理人、従業員、資産を持っておらず、販売・宣伝活動もしていない。

・事故が発生した郡のあるオートバイ店で調査したところ、その店にあった 115 本のタイヤチューブのうち 97 本が台湾または日本製で、そのうちの 21 本に Asahi 製のバルブが組込まれていた。その 21 本のうち 12 本が本件求償訴訟の原告である台湾メーカー製のものであった。また、この台湾メーカーは Asahi との商談の際に、そのチューブは全世界、とくに合衆国に販売されることを話していた。

【合衆国最高裁判旨】

[minimum contact の存否について]

A: (Hanson 判決や Burger King 判決を引用して、) minimum contact の成立のためには法廷州で活動を行う特権の意図的な利用がなければならず、そのためには、法廷州に向けられた被告の意図的な行為が必要であって、通商の流れによって商品が法廷州に入り込むことの認識が被告にあっただけでは足りない。本事案において、Asahi は法廷州で営業活動をしていない。また、Asahi が法廷州での販売を期待してその製品をデザインしたということもない。Asahi が法廷州の市場を意図的に利用しようとした行為が証明されていないので minimum contact は成立していない (4)。

B: minimum contact の成立のためには、被告が、自らの製品を通商の流れに入れる際に、それが最終的に法廷州に入り込むことを認識していることで足りる。Asahi は、カリフォルニア州で日常的に製品を販売していることを認識しているメーカーにその部品を日常的に大量に販売していたのであるから、カリフォルニア州との minimum contact は成立している (4)。

[フェア・プレイと実質的正義の伝統的観念との適合性について]

裁判権の行使の合理性の判断においては、①当該州で応訴する被告の負担、②当該紛争を処理する当該州の利益、③地元で救済を得る原告の利益、④紛争についてもっとも効率の良い解決を確保する司法制度全体の利益、などが検討されるべきものであるが、本事案においては、①カリフォルニア州で訴訟を迫る Asahi の負担は大きく、②③原告と法廷州の利益は小さく、④カリフォルニア州が本事件に対して有する利害関係も大きくない。本事案においてカリフォルニア州が Asahi に裁判権を行使することは不合理で不公正である (9)。